

玉野市議会基本条例
検証結果報告書

令和6年2月14日
玉野市議会 議会運営委員会

1 はじめに

平成 25 年 2 月に制定（同年 4 月施行）した玉野市議会基本条例（以下「条例」という。）は、議会及び議員としての役割を果たすために必要となる基本的事項を定めることにより、市民の信託に応え、真に開かれた議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としたもので、本市議会の最高規範である。

条例第 26 条において、議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的について、その達成度合いを議会運営委員会で検証するものと規定している。

そこで、令和 5 年の市議会改選後、議会運営委員会において、議会及び議員の活動が条例の各条文の目的を達成しているのか検証を行い、この度、その結果と評価の取りまとめができたので、ここに報告するものである。

2 検証体制

議会運営委員会

区 分	氏 名
委 員 長	大 月 博 光
副委員長	松 本 岳 史
委 員	高 原 良 一
委 員	三 宅 宅 三
委 員	細 川 健 一

オブザーバー

区 分	氏 名
議 長	氏 家 勉
副 議 長	山 本 育 子

3 検証の実施状況

開催期日		内 容
1	令和5年8月31日（木）	検証方法・作業スケジュールの協議
2	令和5年9月26日（火）	検証シートの内容（結果、評価等）説明
3	令和5年11月7日（火）	検証シート記載内容の協議・修正
4	令和5年11月30日（木）	検証シート記載内容の確認
5	令和5年12月15日（金）	報告書（案）の内容説明
6	令和6年2月14日（水）	報告書の最終確認

4 検証方法

この条例の検証を円滑に行うために定めた「玉野市議会基本条例の検証に関する実施要領（令和元年9月20日制定）」に基づいて行った。

【玉野市基本条例の検証に関する実施要領 抜粋】

4 検証の方法等

検証は、達成状況検証表により、次の区分による評価等を行う。

《評価の段階》

A：「達 成」 … 当該条項は、概ねその目的を達成した。

B：「一部達成」 … 当該条項は、一部その目的を達成した。

C：「未 達 成」 … 当該条項は、目的を達成できなかった。

－：「対 象 外」 … 当該条項は、検証の対象外とする。

5 検証結果（達成状況検証シート）

条 文		
前 文		地方議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員と市長とで構成された二元代表制のもと、緊張ある関係を保ちつつ、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。 地方分権のもと、自治体の権限が一層拡大する中、議事機関としての議会は、立法機能を十分発揮しながら、市民の多様な意思を反映させるための議論、市政の監視評価、政策立案、情報の公開、市民への報告などが求められており、市議会の役割はますます重要になっている。 我が玉野市は、瀬戸内海の風光明媚な海岸線や山々に恵まれ、国の重要港湾である宇野港を擁する船と港のまちとして栄え、山海の資源に育まれ、先人達が営々として築いてきた。今後も、市民一人ひとりが安全・安心に暮らせるよう努め、幸せで豊かなまちの未来を築いていく必要がある。 玉野市議会は、これまでの議会改革の取り組みをさらに推進し、公正、透明で「真に開かれた議会」を確立し、市民とともに、地域における民主主義と住民自治を発展させ、市民福祉の向上と、よりよい玉野市の未来を築いていくものである。 ここに、本市議会は、市民の信託に全力を挙げて応えていくことを決意し、責任と強い意志を持ち、議会の最高規範として、玉野市議会基本条例を制定する。
第1条	目的	この条例は、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会の活性化及び市民参加を基本とした、市民の信託に応えられる、真に開かれた議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
第2条	最高規範性	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例及び規則等は、この条例と整合を図るものとする。

取組状況・実績等（R元～4年度）	評価・今後の対策等	評価	改正の 必要性
—	(検証対象外)	—	なし
—	(検証対象外)	—	なし
—	(検証対象外)	—	なし

条 文		
第3条	議会の活動 原則	議会は、市民を代表する議事機関であることを自覚し、市長及び執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営を監視及び評価するとともに、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （１） 公平性及び透明性を確保し、市民に分かりやすく開かれた議会とすること。 （２） 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提案の強化を図るとともに、把握した意見を市政に反映させる議会運営を行うこと。 （３） 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づき設置する議会運営委員会で定めた事項を遵守するとともに、不断の見直しを行うこと。 （４） 市民参加が促進されるよう市民の関心が高まる議会運営を行うとともに、積極的な広報活動を行うこと。
第4条	議員の活動 原則	議員は、その責務を認識し、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （１） 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 （２） 市政全般について、個別及び地域別等の市民意見を把握するとともに、自らの資質を高めるため常に研鑽（けんさん）を行い、真に市民の代表としてふさわしい活動をすること。
第5条	議決責任	議会は、市の最高意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。 2 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から原則として公表する。
第6条	会派	議会の会派（以下「会派」という。）は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動する。 2 会派の代表者で構成する各会派代表者会議は、各会派の意見を集約し、会派間の意見調整を行う。

取組状況・実績等（R元～4年度）	評価・今後の対策等	評価	改正の 必要性
・ 通年議会制について、先進自治体の事例等を研究した。 ・ 議員提案条例の策定に向けて協議を重ね、「玉野市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」を制定した。（令和3年9月定例会） ・ 議会報告会の開催（令和2・3年度はコロナ禍により中止）	・ 通年議会の制度に関して、さらに理解を深めるとともに、導入に向けては、引き続き検討を要する。 ・ 議員提案条例を1件制定したが、今後とも議会による政策提案型条例について研究していく。 ・ 議会報告会の開催に当たっては、幅広い年代の多数の市民が来場したくなるような内容、手法について検討する必要がある。	B	なし
・ 本会議における議員間討議について、先進自治体の事例等を研究した。 ・ 市民の意見やニーズの把握に努めた。 ・ 各種研修会へ参加するなど、自己啓発に努めた。	・ 本会議における議員間討議の導入については、引き続き検討を要する。 ・ 市民の意見やニーズを的確に把握し、一般質問等に反映させた。 ・ コロナ禍で一定の制約はあったが、可能な範囲で自己啓発活動を行った。	B	なし
・ 「議会だより」に議員個々の議案に対する賛否を掲載している。	・ 今後も「議会だより」により議案に対する賛否の状況を公表する。	A	なし
・ 会派ごとに適宜勉強会や打合せを行った。 ・ 必要に応じて各派代表者会議を開催し、議会としての方針等を決定した。	・ 勉強会等を通じて、各会派内での意思疎通、情報共有が図られている。 ・ 今後も適宜各派代表者会議を開催する。	A	なし

条 文		
第 7 条	全員協議会	議会は、市政及び議会に係る諸事項について討議するため、全員協議会を設置する。 2 全員協議会に関することは、別に定める。
第 8 条	情報公開及び市民参加	議会は、市民に対する説明責任を十分に果たすため、議会の活動に関する情報公開を積極的に行う。 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに全員協議会を原則として公開する。 3 議会にあっては、法第100条の2の規定による専門的知見の活用、委員会にあっては、法第109条第5項において準用する法第115条の2の規定による公聴会及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。 4 議会は、請願及び陳情を請願又は陳情する者による政策提言として位置づけるとともに、その委員会審査においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。
第 9 条	市民との意見交換及び議会報告会	議会は、市民との意見交換の場を積極的に設け、市民の多様な意見を聴取するとともに、議員の政策立案能力が向上するよう常に研鑽（けんさん）を行うこととする。 2 市政の諸課題に的確に対処するため、市政全般にわたって議員と市民が自由に情報及び意見を交換するため議会報告会を開催する。 3 議会報告会に関することは、別に定める。

取組状況・実績等（R元～4年度）	評価・今後の対策等	評価	改正の 必要性
開催状況 令和2年：2回 令和3年：1回 令和4年：3回	市政や議会運営に関する重要事項について協議・調整を行うため、今後も必要に応じて開催する。	A	なし
- 本会議、委員会、全員協議会について、原則傍聴可能である。 - 本会議をCATV、インターネットで配信している。 - 厚生委員会において、審査や協議の際に専門的な意見を聴取できるよう、参考人制度を積極的に活用した。 - 議会交際費の支出状況をホームページで公開している。（毎月更新）	- 本会議、委員会、全員協議会について、引き続き原則公開していく。 - 放映については、現在、本会議のみであるが、将来的には委員会についても検討する必要がある。 - 委員会での議論を深めるため、今後とも公聴会・参考人制度の有効活用を図る。 - 請願・陳情者から直接意見を聴くことは、願意を明確にする上で大変有効であるため、今後必要に応じて、こうした機会を設けることが大切である。	B	なし
玉野市議会議会報告会実施要綱に基づき、議会報告会（市民と議会との意見交換会）を開催した。（令和2・3年度はコロナ禍により中止）	- 議会報告会（市民と議会との意見交換会）を開催し、議会の活動内容を市民に説明するとともに、市民の意見聴取の場を設けることができている。 - 内容については、来場者の増加が図られるよう、改善・工夫していく必要がある。	B	なし

条 文		
第 10 条	議会と市長等の関係	議会は、二代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。 2 本会議における一般質問等議員の発言は、論点及び争点を明確にし、市民に分かりやすい言葉を用いるよう努める。 3 議長から本会議及び委員会等（議会が開催するすべての会議を含む。）への出席を要請された市長等は、議長又は委員長等（各種会議の議長又は座長を含む。）の許可を得て議員の質問及び質疑に対して、論点を明確にするため反問することができる。
第 11 条	政策等形成過程の説明要求及び評価	議会は、市政に関する重要な政策、計画、施策及び事業等（以下「政策等」という。）を含む議案等が市長から提出されたときは、次に掲げる事項の説明を求め、市長は政策等の決定過程の説明を行うものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体における類似する政策等との比較検討結果 (4) 市民参加の有無とその内容 (5) 玉野市総合計画との整合性 (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算 (7) その他議会審議に必要な事項 2 議会は、前項の政策等の提案及び審議に当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価を行うものとする。
第 12 条	予算及び決算審議における政策等の説明	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条第 1 項の規定に準じて、議員に対して分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。 2 前項の規定による市長の説明は、資料をもって代えることができる。

取組状況・実績等（R元～4年度）	評価・今後の対策等	評価	改正の 必要性
・本会議における反問権の行使状況 令和元年度：1回 令和2年度：3回	・反問権を行使することにより、論点・争点の明確化が図られる。 ・執行部、議会ともに、発言は簡潔、明瞭に行うよう十分留意する。 ・議会と執行部との適切な関わり方について、引き続き協議・検討していく。	B	なし
・議案審査等においては、概ね、同条第1項各号に沿って質問・質疑を行っている。	・議会は、執行部に対し、より積極的な情報提示と説明責任を果たすよう働きかけていく。 ・政策評価の効果的な実施方法について、協議・検討を行う必要がある。	B	なし
・予算・決算の説明資料として、「歳出予算の概要」、「決算説明書」等、従来どおりの資料が執行部より提出された。	・執行部に対し、一層わかりやすい資料の提出と説明の実施を求めていく必要がある。	B	なし

条 文		
第 13 条	報告及び資料の要求	議会は、市長等に対し、次に掲げる報告を求めるものとする。 (1) 玉野市総合計画を実現するための長期的で重要な計画の策定状況 (2) 審議会等の開催状況の概要 2 議会は、議案審議等に当たり、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができる。
第 14 条	議決事件の追加	法第 96 条第 2 項に規定する議決事件については、別に条例で定める。
第 15 条	自由討議	議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由で闊達^{かつ}な討議（以下「自由討議」という。）による運営を行う。 2 議会は、本会議及び委員会において議員、委員会及び市長から提出された議案並びに市民等から提出された請願、陳情等の審議等に当たっては、議員相互間の議論を十分に尽くさなければならない。 3 議員は、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うよう努める。 4 自由討議に関することは、別に定める。
第 16 条	委員会の活動	委員会は、その専門性及び特性を生かして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応しなければならない。 2 委員会審査に当たっては、原則としてその審査を公開するとともに、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
第 17 条	政務活動費の執行及び公開	会派又は議員は、調査研究、政策立案等に資するために必要な経費の一部として交付される政務活動費については、適正に執行するとともに、その使途及び結果について、透明性を確保するため公開しなければならない。

取組状況・実績等（R元～4年度）	評価・今後の対策等	評価	改正の 必要性
・予算・決算の審査に当たっては、従来の資料に加えて、適宜さらに詳細な資料等の提出を求めた。 ・新たな総合計画の策定に当たり、執行部に丁寧かつ的確な説明を求めた。	・執行部に対し、一層わかりやすい資料の提出と説明の実施を求めている必要がある。	B	なし
・玉野市議会の議決すべき事件を定める条例により別途議決事件を規定している。	・公正・透明な市政運営が図られるよう、同条例の適正な運用に努める。	A	なし
・同条に基づき制定した「玉野市議会自由討議実施要綱」の運用	・議員相互の自由で闊達な議論が展開できるよう、「玉野市議会自由討議実施要綱」の有効活用を図る必要がある。	B	なし
・様々な行政課題に対応するため、年間を通して随時委員会を開催している。 ・玉野市議会委員会傍聴規則に基づき各委員会を原則公開	・委員会の開催及び公開については、引き続き現行の取組を継続していく必要がある。 ・審査に当たっては、市民に分かりやすい議論となるよう努める。	B	なし
・政務活動費の適正な執行に努めている。 ・視察研修等における対象経費の見直しを行った。 ・情報公開室にて、収支報告書、領収書等の写しを市民が自由に閲覧できるようにしている。 ・政務活動費の収支報告書の写しをホームページ上で公開している。	・適正な執行はもとより、収支報告書、領収書の写しの閲覧など、引き続き透明性の確保に努める。 ・適正な執行を図るため、今後とも手引き（対象経費等）の見直しを行う。	B	なし

条 文		
第 18 条	議員研修の 充実強化	議会は、議員の政策立案等の機能強化を図るため、議員研修を行わなければならない。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。
第 19 条	調査機能の 充実	議会は、市政の課題に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認められるときは、学識経験を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。 3 第 1 項の調査機関について必要な事項は、別に定める。
第 20 条	議会事務局 の体制整備	議会は、議員の政策形成及び立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査・法制執務機能の充実強化を図らなければならない。
第 21 条	議会図書室 の充実	議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図らなければならない。

取組状況・実績等（R元～4年度）	評価・今後の対策等	評価	改正の 必要性
- 令和2年度において、外部講師を招いての議員研修を計画したが、コロナ禍によりやむを得ず中止となった。 - 玉野市議会主催の防災研修会を実施（令和4年6月）	各分野の専門家等を講師に招くなど、議員研修の充実を図っていく。	B	なし
- 玉野市スポーツ振興財団で発生した使途不明金問題の実態を解明するため、地方自治法第100条の規定に基づく調査特別委員会を設置（令和2年3月） - 弁護士2人体制により、調査に際して法的な視点からアドバイスを受けることとした。（令和2年8月～） - 当該100条委員会としての調査結果を令和3年3月定例会で報告した。	議会としての調査や審査に当たり、専門的な助言・指導を要する際には、適宜、学識経験者を含めた調査機関を設置し対応する。	A	なし
中国・県下市議会議長会主催の事務局職員研修会に参加し、議会運営等に関する知識の習得に努めた。	事務局職員としてのスキルアップを図るため、可能な限り各種研修会へ参加する。	B	なし
参考図書が少ないことなどから利用は極めて低調である。	- 利用促進のためには、書籍の充実を図り、図書室としての機能強化が不可欠である。 - 新庁舎建設を機会に、議員の調査研究活動を支える施設として、図書室の整備充実を図る。	C	なし

条 文		
第 22 条	議会広報の 充実	議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を用いて、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報の充実を図らなければならない。
第 23 条	議員の政治 倫理	議員は、市民の信頼及び信託に応えるため、市民全体の代表として自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持し、高い倫理感を持って行動しなければならない。
第 24 条	議員定数	議員定数は、議会が有する機能を十分発揮し、市民の意思を的確に市政に反映させるため、議会において活発な議論が行われるよう定めなければならない。 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較のみならず、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。 3 議員定数については、別に条例で定める。
第 25 条	議員報酬	議員報酬の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。 2 議員報酬については、別に条例で定める。

取組状況・実績等（R元～4年度）	評価・今後の対策等	評価	改正の 必要性
・市（議会）ホームページの活用による情報発信 ・本会議中継 CATVによる生放送（全日程） CATVによる録画放送（一般質問） インターネットによる生・録画配信（全日程） ・議会だよりの一般質問のページにQRコードを掲載し、スマホ等で読み取ると各議員のネット録画放映ページへ簡単にアクセスできるようにした。（令和4年2月～）	・引き続き様々な媒体を活用し、議会活動の広報に努める。	B	なし
・同条に基づき制定した「玉野市議会議員政治倫理要綱」で定める政治倫理基準を遵守	・議員として、本市議会が定めた政治倫理基準に十分留意する。	B	なし
・議会改革特別委員会において、適正な定数について協議・検討を行った。 ・現定数については、県内他市や類似団体の状況に比較して、特段多いわけではないとの意見がある一方、昨今の人口減少に鑑みて、削減すべきとの意見があったが、委員会としては採決の結果、現状維持とすることに決定した。	・今後も適正な定数について協議・検討していく必要がある。	B	なし
・議会改革特別委員会において、協議・検討を行った結果、現状維持とすることに決定した。	・今後も適正な報酬額について協議・検討していく必要がある。	B	なし

条 文		
第 26 条	条例の検証 及び見直し 手続き	議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会で検証しなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、又は、随時この条例の研修を行わなければならない。 3 議会は、第 1 項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適正な措置を取らなければならない。 4 議会は、この条例を改正するときは、本会議において改正の理由、内容及び背景等を詳細に説明しなければならない。

取組状況・実績等（R元～4年度）	評価・今後の対策等	評価	改正の 必要性
令和元年度～4年度における取組状況や実績等を議会運営委員会で検証した。	検証の結果、明らかになった今後の課題や問題点について、令和5年度以降、早期に解消・改善が図られるよう所要の取組を進める。	B	なし

6 その他

この度の検証作業の過程において、条例第 12 条に関連し、委員より次のような意見・提案があったので付言する。

【玉野市議会基本条例 抜粋】

(予算及び決算審議における政策等の説明)

第 12 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条第 1 項の規定に準じて、議員に対して分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

2 前項の規定による市長の説明は、資料をもって代えることができる。

＜意見・提案＞

第 12 条第 2 項中の「資料」については、従来の紙ベースのほか、現在、電子データなど多様な媒体を活用していることから「資料等」に改めてはどうか。

＜本件の対応＞

条例本文の改正は、議会の議決を要するため、本委員会において条文の加除、修正等を行うことができない。

したがって、本件については、社会情勢の変化を踏まえた条例の見直し、あるいは法令改正に伴う引用条文の改正等、今後、所要の改正を行う際に併せて検討したい。

7 まとめ

評価の段階 (前文を除く)	項目数 (前回：令和元年度)	項目数 (今回：令和5年度)
A：達成	2	5
B：一部達成	18	18
C：未達成	4	1
－：対象外	2	2

今回の評価は、前回に比較して、A評価が増加し、C評価が減少した結果となった。
前回から評価結果が変動した項目は、次のとおりである。

- ・第6条（会派）……………B→A
- ・第7条（全員協議会）……………B→A
- ・第11条（政策等形成過程の説明要求及び評価）……………C→B
- ・第18条（議員研修の充実強化）……………C→B
- ・第19条（調査機能の充実）……………C→A

この条例は、地方自治の本旨に基づき、公正で民主的な市政の発展に寄与するため、議会及び議員の責務と役割を定めた、玉野市議会における最高規範である。

今後とも本市議会は、条例の達成状況の定期的な検証はもとより、時代の変化や多様化する市民ニーズに的確に応えるため、条例の内容についても適宜見直しを行いながら、公正、透明で「真に開かれた議会」を確立し、市民とともに、よりよい玉野市の未来を築いていけるよう努める所存である。